

## ラオスにおける外貨の持込・持出規制について

2026年4月9日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

ラオスにおいて、現金の持込・持出に関して規定する主な法令は、以下の3つです。これらの法令では、具体的な上限額はラオス通貨である

「キープ」を基準として規定されており、外貨については「キープ相当額」として示されています。



- ・2022年7月7日付「外国為替管理法 (No.15/NA) 」
- ・2019年5月30日付「ラオスの口座開設、送金、現金の持込・持出に関する中央銀行合意 (No.454/BOL) 」 (以下「2019年合意」)
- ・2023年7月13日付「ラオスへの現金持込・ラオスからの持出に関する告示 (No.14/BOL) 」 (以下「2023年告示」)

2019年合意においては、キープおよび外貨の現金の持込・持出の上限額は「1億キープ相当」とされていました。その後、キープの継続的な下落を背景として、2023年告示においては、この上限が「1億5,000万キープ相当」に引き上げられています。

もっとも、これらはいずれもキープを基準として外貨を換算する仕組みであったため、為替変動の影響を受けやすいという課題がありました。

この点を踏まえ、ラオス政府は、キープと外貨（特にUSD）を切り分け、外貨現金の持込・持出について独立した規定を定めることを目的として、2026年2月18日付で「ラオスへの外貨現金持込・持出管理に関するラオス中央銀行総裁合意 (No.140) 」 (以下「2026年合意」) を発行しました。

これにより、2019年合意および2023年告示に規定されている外貨の持込・持出に関する部分については、2026年合意が優先して適用される形となっています。

以下では、実務上特に重要なポイントに絞って解説します。

### 2. 外貨の持込について

原則として、外貨現金をラオスへ持込む場合、持込額に上限はありません（第4条）。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、税関での申告を行い、現金持込許可書を取得する必要があります（第4条）。

- ・1回につき、10,000USD 又はその相当額を超える外貨現金をラオスへ持込む場合
- ・ラオスへの直接投資を目的として、外国人投資家が投資資金を現金で持込む場合

2023 年告示では、「1 億 5,000 万キープ相当額を超えない範囲で持込可能であり、これを超える場合には税関での申告が必要」と規定されており、持込額に上限があるかのように読める内容となっていました。

これに対し、2026 年合意では「持込額に制限はない」ことが明示されるとともに、10,000USD を超える持込については税関での申告が必要である点が明確化されています。

### 3. 外貨の持出について

原則として、外貨現金をラオスから持出す場合、持出額に上限はありません（第 6 条）。

ただし、10,000 USD 又はその相当額を超える外貨現金を持出す場合には、事前にラオス中央銀行外国為替管理局又はラオス中央銀行の地域支店（以下、BOL）から許可を取得する必要があります（第 6 条）。

なお、10,000USD を超える外貨現金をラオスへ持込む際に税関で申告を行い、現金持込許可書を取得している場合には、その許可書に記載された金額の範囲内であれば、持出しに際して改めて BOL の許可を取得する必要はありません（第 7 条）。

一方、持込時に許可された金額を超えて外貨を持出す場合には、その超過分について、事前に BOL から持出許可を取得する必要があります（第 7 条）。

#### （1）持出許可申請について（第 8 条、第 9 条）

以下の書類を揃えて BOL に提出すると、原則として 3 営業日以内に可否が通知され、許可された場合には許可証が発行されます。なお、上記は法令上の目安となる処理期間を示したものであり、実務上は審査状況や関係当局との調整等により、当該期間を超えて対応されるケースも見受けられます。

<必要書類>

- ① BOL 所定の申請書
- ② 外貨現金の出所を証明する書類
- ③ 外貨現金を持出す目的を示す書類または証拠
- ④ 委任状（外貨現金の所有者本人以外が申請する場合）
- ⑤ その他、BOL が必要と認める書類

#### （2）許可証の有効期限と申請費用について（第 10 条、第 11 条）

許可証の有効期限は発行日から 30 日以内であり、税関での使用は 1 回限りです。また、発行日から 30 日以内に BOL にて許可証を受領しない場合には、当該許可証は無効となります。

持出許可証の発行手数料は 20 万キープ（約 10 米ドル）であり、許可証の受領時に支払う必要があります。

#### 4. 禁止事項

ラオス居住者・非居住者を問わず、以下の行為が禁止されています（第 14 条）。

- ① 2026 年合意に従わずに外貨現金持出許可証を使用すること
- ② 外貨現金持出許可証の申請に際し、情報を隠蔽し、虚偽の情報を提供し、または文書を偽造すること
- ③ その他、関連法令に違反する行為を行うこと

#### 5. 罰則規定

2026 年合意第 14 条に違反した場合、居住者・非居住者を問わず、以下の措置が科されます（第 15 条）。

- ① 上記禁止事項①に違反した場合

→許可された金額の 10%の過料が科されます。

- ② 上記禁止事項②に違反した場合

→1,000 万キープ（約 500 米ドル）から 2,000 万キープの過料が科されるとともに、外貨現金持出許可が取り消されます。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提

供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本 雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野 里美）



**藪本 雄登** One Asia Lawyers メコン地域統括 One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進

出日系企業に対する各種サポートを行う。



**内野 里美** 弁護士法人 One Asia ラオス事務所 2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で15年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。